

岩手県告示第847号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成20年12月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成20年11月17日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社千田組
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市加賀野三丁目12番21号
 - ウ 代表者の氏名 北井崎金蔵
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第170号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年11月13日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成20年11月6日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 東機材株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市萩荘字鍋倉64番地1
 - ウ 代表者の氏名 佐々木富美子
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第4682号
- (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年10月31日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成20年11月11日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社丸尚建設
 - イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町日詰字丸盛211番地1
 - ウ 代表者の氏名 高橋博
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－18）第7235号
- (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成20年11月10日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成20年10月20日
- (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 斎藤工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市実田一丁目6番11号

ウ 代表者の氏名 齋藤俊市

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－17）第7659号

（3） 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成20年10月20日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5（1） 処分をした年月日 平成20年11月19日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社巧工務店

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町長山極楽野225番地15

ウ 代表者の氏名 村上巧

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－19）第9916号

（3） 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成20年11月18日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6（1） 処分をした年月日 平成20年11月19日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社フォーライフ

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市中野一丁目17番5号

ウ 代表者の氏名 亀屋哲夫

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第20035号

（3） 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 平成20年11月18日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。